

令和4年5月20日

糸田町社会福祉協議会常勤勤務者の募集要項

(業種)

1. 放課後健全育成事業での、指導員業務及び事務補助業務に従事する者

(雇用形態及び契約解消)

1. 常勤勤務者としての雇用

本会より必要に応じて、勤務の依頼を行なうものとする。依頼については、常勤勤務者と調整を行なう。

雇用契約期間は、試用期間3ヶ月とする。但し、事業年度を契約期間としています。

事業の縮小・休止・廃止等により、契約更新ができない場合があります。

2. 勤務時間の扱い

学童クラブ指導員と本会の事務局補助員を兼務する常勤勤務者のため、1週間の勤務時間は、一般職と同様とする。(勤務日及び就労時間は、別途示す)

3. 常勤勤務者が、勤務の依頼を長期に断る場合、雇用契約期間中に解消する場合は、1月前に申し出ること。

4. 各種保険等の扱い

社会保険・労働保険の制度あり、適用については、勤務実績による。

(募集要件)

1. 健康であること
2. 社会福祉に熱意を持つもの
3. 業務に必要な免許及び資格

(提出するもの)

1. 履歴書
2. 資格や免許等の写し
3. 自己紹介文(200文字)

(提出方法及び締切り)

1. 提出方法

糸田町社会福祉協議会事務局まで提出すること。

郵送の場合、簡易書留とし、締切日午後4時30分に受取を確認されたものとしますの
で、できる限り持参して下さい。

受付時間：月から金曜日の午前9時から午後4時30分とします。

2. 締切り日時

令和4年6月17日(金曜日) 午後4時30分

(賃 金)

1. 賃金

会計年度職員 146,100円(1級1号)～192,200円(1級31号)

職歴・資格等を参考に本会基準に基づき決定する。

2. 各種手当

退職金なし

勤務実績により、本会規定に基づく範囲の、通勤手当、期末手当あり

(募集人員)

学童クラブ指導員（常勤勤務員） 1名（勤務開始7月より可能）

但し、適格者がいない場合は、雇用しない場合がある。

(選考方法)

履歴書、自己紹介文、必要な資格、面談を行なう。応募者多数の場合、筆記試験を実施する場合もある。試験員の評価に基づき協議して、会長名で本人に通知する。

(選考にかかる事由については、非公開とする。)

(その他)

1. 可否の問い合わせは受けません。
2. 勤務開始予定は、令和4年7月より研修期間として、必要とする部署が勤務を依頼する場合は、採用決定後別途相談し日時を決める。
3. この定めにないものは、別途定める。